

帯広市緑のまちづくり条例《抜粋》

(前文)

自然は生命を育くむ母胎であり、人間は、自然から離れて生存する事はできない。豊かな緑の環境は、文化的で健康な生活を営み、情操豊かな市民を育てるためになくてはならない存在である。

ここにわれわれは、緑の保全と創出に努め、豊かな緑にまつまれた美しく明るい生活環境をつくり、文化的で安らぎと潤いのあるまちづくりを進めるために、この条例を制定する。

(市の責務)

第1条 市は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて、緑の保全と緑化の推進（以下「緑化の推進等」という。）に努めなければならない。

(市民の責務)

第2条 市民は、美しい自然と豊かな緑を愛護し、緑化の推進等について自ら努めるとともに、市の緑化の推進等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、緑化の推進等について自ら必要な措置を講ずるとともに、市の緑化の推進等に関する施策に協力しなければならない。

(公共施設等の緑化)

第7条 市長は、自ら設置し、又は管理する公共施設について、積極的に緑化の推進等を図らなければならない。

- 2 市長は、国又は他の地方公共団体等に対して、その者が設置し、又は管理する公共施設について、緑化の推進等を図るよう求めるものとする。

(宅地造成等の緑化)

第8条 宅地の造成その他の土地の区画形質の変更を行おうとする者は、緑化の推進等に努めなければならない。

- 2 前項の緑化の推進等に当たって規則で定める者は、当該宅地の造成等における緑化に係る計画書を作成し、市長と協議しなければならない。

(工場等の緑化)

第9条 事業者は、市民の健康で快適な生活環境を確保するため、工場その他の事務所等（以下「工場等」という。）の敷地において、緑化の推進等に努めなければならない。

- 2 事業者は、規則で定める工場等を建築しようとするときは、当該工場等の緑化に係る計画書を作成し、市長と協議しなければならない。

帯広市緑のまちづくり条例施行規則《抜粋》

(協議の対象)

第3条 条例第8条第2項の規則で定める者とは、その規模が3,000平方メートル以上の宅地の造成その他土地の区画形質の変更を行おうとする者とする。

2 条例第9条第2項の規則で定める工場等とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物（次に掲げるものを除く。）で、当該敷地面積が1,000平方メートル以上のものとする。

(1) 建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物の増築又は改築であって、その増築又は改築後の建築面積の合計がその増築又は改築前の建築面積の合計の100分の80以上100分の120以下であるもの

(2) 建築基準法第6条第1項第2号及び第3号に規定する建築物で専ら居住のように供するもの